

教職課程の自己点検・評価

事務職員のかかわりについて

有馬 美耶子

白百合女子大学

所在地:東京都調布市

教務部教務課

課長代理



元外資系IT企業

システムエンジニア

白百合女子大学

所在地：東京都調布市

学生数は約2000人

学部：2学部6学科

課程認定のある学科

取得できる免許種類

文学部 国語国文学科

中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）

文学部 フランス語フランス文学科

中学校教諭一種免許状（フランス語）
高等学校教諭一種免許状（フランス語）

文学部 英語英文学科

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）

人間総合学部 初等教育学科

幼稚園教諭一種免許状
小学校教諭一種免許状

白百合女子大学

所在地：東京都調布市

大学院：1 研究科 5 専攻

課程認定のある専攻	取得できる免許種類
国語国文学専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）
フランス語フランス文学専攻	中学校教諭専修免許状（フランス語） 高等学校教諭専修免許状（フランス語）
英語英文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）

白百合女子大学

教務部教務課

教務課職員数 専任 8 名 非常勤 3 名 合計 11 名

うち資格担当 専任 2 名 非常勤 1 名 合計 3 名

資格担当の業務

学内の公的資格の事務全般
教職課程委員会事務局業務
全学のカリキュラム担当

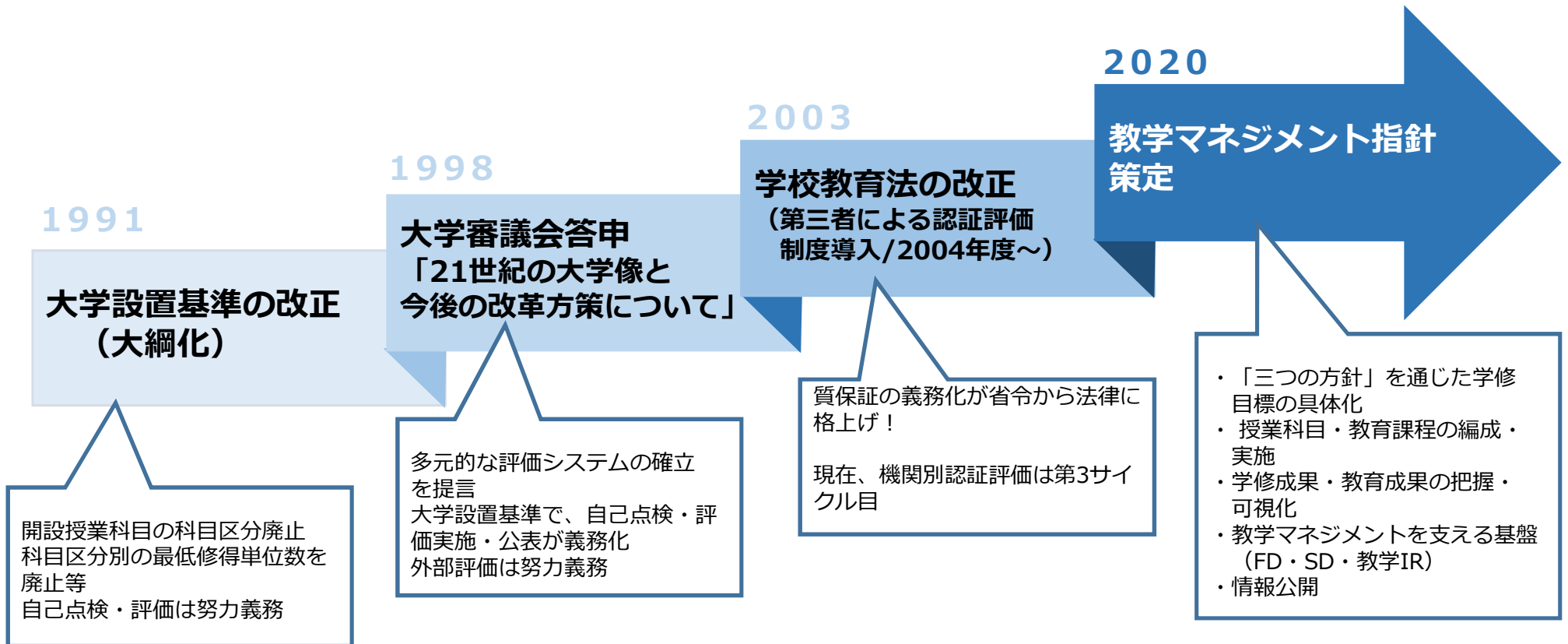
教職以外
もあるよ!



自己点検・評価

自己点検・評価の背景

事前規制から事後チェックへ



教職課程の 自己点検・評価

複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）

2020年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するWG



具体的な実施時期や実施間隔は
決まってない。

（参考：質問回答集〔令和3年11月2日付〕）

2022年4月から教職課程の自己点検・評価が義務化

白百合女子大学 自己点検・評価

本学の前提

全学的に教職課程を実施する組織はすでに整備済
→**教職課程委員会**

〔構成委員〕

全学部学科教員 1 名以上（合計 7 名）

基礎教育センター教員 1 名

教務部長

教務課長

教務課職員 2 名（事務局）

白百合女子大学 自己点検・評価

学校教育法に基づく自己点検・評価を実施する組織

→ **自己点検・評価委員会**

〔構成委員〕

副学長

全学部学科教員 1 名以上（合計 6 名）

カトリック教育センター教員 1 名

基礎教育センター教員 1 名

事務局長

学長委嘱職員 1 名

事務局長室職員 1 名（事務局）

白百合女子大学 自己点検・評価

実施単位・実施時期

→大学全体として2022年度実施

実施体制

→教職課程委員会+自己点検・評価委員会が連携

連携が効率的でおすすめ

教職員の関与

→教員と職員が協働実施（かなり職員主導）

点検方法にズレがないように
職員がかなり関与してます

白百合女子大学 自己点検・評価

学教法に基づく自己点検・評価のスケジュールに合わせています

公表時期等

→自己点検・評価は2022年度実施、公表は次年度

自己点検・評価で使用する「基準」

→学校教育法に基づく大学全体の自己点検評価基準に
文部科学省のガイドライン項目を加える

実施間隔

→毎年実施予定。ただし公表の間隔は今後検討

自己点検・評価は
ポジティブな活動です！

自己点検・評価に冷っとする瞬間はありません！

教職課程事務の冷っとする瞬間

1、不足単位に冷っとする

特に編転入の単位認定とか…

2、法令解釈に冷っとする

法改正後の新旧入り乱れた
流用とか・・・

3、審査指摘に冷っとする

2週間以内に別の教員に変更とか（涙）

教職課程の自己点検・評価のメリット

- 1、緊急ではないが、整えておきたい所を修正できるチャンスかもしれない（コアカリ、4号様式）
- 2、FD・SDと言って、教職課程に必要な知識を学ばせる大義名分になるかもしれない
- 3、業務を効率化できるかもしれない

教職事務職員の役割

重要ポイント

1. 「ガイドライン」を俯瞰する
2. 教職課程の自己点検・評価実施を宣伝する
3. 自己点検・評価委員会事務局と仲良くなる
4. スケジュール、自己点検項目の調整
5. 自己点検実施（次回実施を考慮に入れる）

1. 「ガイドライン」を俯瞰する

何を自己点検・評価するのか？

課程認定申請書

様式2号

教職コアカリ・英語コアカリ

シラバス

様式4号

様式5号

様式6号

様式7号

+

a

学修成果の把握/可視化

FD・SD実施状況

キャリア支援

関係機関との連携

1. 「ガイドライン」を俯瞰する

教職課程の変更に影響する課程認定申請書を修正して基準を保っていますか？

→法令等の遵守状況を確認

**教職課程の変更は「変更届」で提出している
ので、遵守状況は悪くないはず！**

ということは…+aがアピールポイントか？

2. 教職課程の自己点検・評価実施を宣伝する

実施部隊が教職課程委員会+自己点検・評価委員会だとしても、始める前から、副学長、事務局長レベルあたりに大学として「教職課程の自己点検・評価」を実施しなければならないことを知ってもらおう。



後々の学内調整が楽になります！

3. 自己点検・評価委員会事務局と仲良くなる

教職課程の自己点検・評価の資料を持っていきなり
「打合せ」はNG！！



まずは「**学校教育法に基づく自己点検・評価とは何ぞや**」
というところを速習する。

- ・ 自大学で公表している自己点検・評価報告書を読む
- ・ 自己点検・評価委員からスケジュール感や使用している自己点検シートなど確認できるとなお可

3. 自己点検・評価委員会事務局と仲良くなる

「まず理解に徹し、それから理解される」

スティーブン・R・コヴィー『7つの習慣』



最初の打合せには、自大学の「自己点検・評価」についての資料を持参し、まずは自分で調べたことについてのすり合わせから始めましょう。

4. スケジュール、自己点検項目の調整

スケジュール

自己点検実施期間、評価、公表は自己点検・評価委員会のスケジュールに合わせる（本学の場合）



自己点検実施期間、評価、公表のスケジュールが決まれば、後は詳細を教職課程委員会で調整するだけ。

4. スケジュール、自己点検項目の調整

自己点検項目の調整

「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」

(令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するWG)

重複項目の無駄は極力省く

→大学全体の自己点検項目に溶け込ませる

(「3. 自己点検・評価委員会事務局と仲良くなる」で
「学教法に基づく自己点検」を速習したことが生きてくる)

5. 自己点検実施（次回実施を考慮に入れる）

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン

各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から教職課程が最適化できているという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

大学全体で教職課程に取組、改善をはかり、質向上させるという目的を忘れない。

→評価のための評価ではない。

職員として、これだけはブレない！

5. 自己点検実施（次回実施を考慮に入れる）

事務職員の視点として自己点検・評価方法の**最適化**ということも考えなければならない

根拠資料・エビデンスの用意

→次回実施を意識して（通常業務に落とし込むイメージ）、例えばコアカリキュラムの点検などは、次回効率的にできるよう工夫が必要

（コアカリキュラム点検一覧のようなものを作成しておく次回も使えます。）

次年度、効率的に点検する工夫をする

おまけ

事務職員として事前にやっておいて良かったこと

小さなFD・SD実施

→毎月行われる「教職課程委員会」内で、中教審の部会・委員会や、職員が受講した教職に係る勉強会（例：大学教務実践研究会）報告を議題の1つとして実施する

「教職課程認定大学等実地視察について」を読む

→自己点検を実施する指標の一つとなる。
また、記載内容も参考になる。

おまけ 今後考えたいこと

公表間隔について

自己点検・評価⇔改善を繰り返すうちに、おそらく1～2年で改善点がなくなるが…毎年同じ結果を公表するのか

外部評価について

今後、義務化されるかは定かではないが、いずれにせよ2～3年後に外部からのフィードバックを受けることも念頭におき準備する

さいごに

**教職課程の自己点検・評価はポジティブな業務である
(教職課程の運営に当事者意識を持ってもらう良い機会)**

業務の最適化を忘れない (無駄と丁寧をすり替えない)

事務職員の「調整力」が問われる業務である

ご清聴ありがとうございました



資格とるぞう

白百合女子大学教務課
非公式キャラクター